

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

西原町まちづくり基本条例に掲げる「豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」において、時代を担っていく子どもたちの育ちのあり方は重要な意味をもっています。

そこで、本町では、町内で生活する子どもが、人として尊ばれると同時に、その最善の利益を保障されるようすべての子どもが平等に、一人一人の子どもが持つ個性や能力を最大限に引き出され、豊かな育ちを享受できる保育・教育環境の充実を目指します。

また、子育てにおいて町民が、子どもを産み育てる喜びが実感でき、安心感や充実感が得られる環境を整えるために、町民ニーズに沿った子育て支援を進めます。

加えて、子どもたちが活力ある未来の地域社会の担い手・「地域の宝」として育まれるよう、子どもを育むすべての過程において、子ども・保護者・地域社会が有機的に結びつく「子育ての輪」＝「ゆいまーる（結い廻る）」のよりよい循環を構築します。

このような子育ての取り組みを通して、町民が地域に愛着を持ち、新たな発想やユニークな個性をもって、子どもも大人も幸福になれるまちづくりを目指すこととし、本計画の基本理念を「子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪） 子どもが輝けるまち・にしはら」とします。



**子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪）**

**子どもが輝けるまち・にしはら**

## 2. 基本的視点

### (1) 子どもの視点

全ての子どもが心豊かに健やかに育つよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を擁護するとともに、住民一人ひとりが子どもの利益を最大限に尊重するという認識を深め、子育てを応援するまちづくりを推進します。

### (2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となる認識の下に、豊かな人間性や社会性を育むとともに、子どもを生み育てることの意義や家庭の役割を自覚し、自立して生活できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組む視点を持ちます。

### (3) 社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は家庭にあるものの、地域社会の一員である子どもの健やかな成長のためには、地域をはじめ行政、各関係機関、企業等がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携と協働を図ることが重要です。子育てを地域社会全体で支えるという認識を深め、地域社会の子育て支援機能や教育力の向上を図るとともに、地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進します。

### (4) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要となります。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分に踏まえて取り組みを進めることが重要となります。

## 3. 基本事項（量の見込み及び確保方策）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとに「量の見込み」（利用ニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応した確保の量とその実施時期）を定めることになっています。

このため、計画期間内（5年間）の児童人口の推計と平成30年度に実施したニーズ調査及び各事業の利用実績等を踏まえて、量の見込みを算出するとともに、量の見込みに対応した確保方策を定めます。その際、本町における教育・保育の提供区域を定めます。

## 4. 基本目標

子ども子育て支援のために以下の基本目標を定め、基本目標にかかる必要な施策・事業を推進します。

### 基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

増え続ける保育ニーズに応じていくために、保育の量的整備を進めるとともに、保育の質の向上に取り組みます。また、子育て支援のニーズも多様化しており、これに応じていけるよう、子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。

子どもの学びにおいて地域が与える影響も大きく、あいさつや声かけ、大人との交流などを通して、子どもの社会性などを高めていけるよう、地域の教育力を高めていきます。

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。そのため、家庭における教育力の向上を支援します。

### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時に妊婦の健康状態や生活実態等を把握し必要な保健指導等を行うとともに、妊婦の健康の維持・増進をはかるために健康妊婦健康診査の公費負担や妊婦への情報提供及び、不安や悩みに対する相談支援等を行います。

また、出産後も産後うつや育児不安等を解消するため、訪問等による相談支援や育児支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。そのため、家庭、保育所（園）、幼稚園、小中学校において発達段階に応じた、食育への取り組みを行います。

### 基本目標3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、関係者、関係機関が連携した支援を行います。

また、障がいのある子の早期発見と早期支援に取り組むとともに、障がいのある子も共に学び、共に暮らしていけるよう、保育・教育体制の充実を図ります。さらに、障がいのある子の自立した生活を支えるためのサービス等の充実を図ります。

貧困家庭の子どもをはじめとする、課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、食事の提供、生活指導等を行うなど健全育成を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援するために、経済的な支援や必要な情報の提供等を行います。

5. 子ども・子育て支援施策の体系

